

糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施します

市では、国民健康保険に加入されている方で、特定健康診査の結果や医療機関受診状況（レセプトデータ）などから糖尿病の重症化による人工透析への移行を防ぐため、生活習慣病重症化予防対策として、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。

対象者には案内を送付済です。ぜひご利用ください。

▶事業内容

保健指導

現在、糖尿病で治療中の方を対象に、食事や運動など、生活習慣を改善するための支援です。かかりつけ医と相談の上、ぜひご参加ください。

受診案内

糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方を対象に、医療機関への受診案内を送付しています。案内が届いた方は、医療機関で受診してください。

保健指導継続プログラム

平成28年度・29年度に本事業の6カ月間の保健指導プログラムを修了された方を対象に、引き続き生活改善の相談支援を実施します。

▶その他 この事業は、県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同で実施しており、株式会社NTTデータ、株式会社NTTネクシアなどに委託し実施します。委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

アクアフィットネス教室

体への負担が少ない水中でウォーキングや簡単な体操などを実施します。気軽に参加ください。

▶日時 8月22日～9月19日の毎週水曜日(全5回)午後3時20分開始※午後3時から受け付け

▶場所 行田市民プール

▶対象 おおむね65歳以上で、医師から運動の制限を受けていない方

▶定員 20人(先着順) ※今年度初めて参加する方を優先

▶参加費 無料(ロッカー利用料1回50円)

▶申し込み・問い合わせ 8月15日(木)までに直接高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)



認知症サポーター養成講座を受講してみませんか

▶日時 7月24日(火)午前10時～11時30分
▶場所 VIVAぎょうだ学習室
▶内容 認知症についての基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ

▶定員 20人(先着順)
▶受講料 無料
▶持ち物 筆記用具
▶その他 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」をお渡しします。

▶申し込み 7月2日(月)から直接または電話で地域包括支援センター緑風苑(須加1529) ☎557-3611(月～金曜日)

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)



認知症サポーターフォローアップ研修～認知症の方を支えよう！～

高齢化率の増加に伴い、地域で生活する認知症の方も増加することが見込まれています。認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らす続けるために、認知症サポーターの活躍が期待されています。一度学んだ基礎知識の振り返り、認知症の方への接し方の体験を通じて、日頃の生活や地域、ボランティア活動で実践的に活動できるよう、学んでみませんか。

▶日時 7月31日(火)午後2時～3時30分
▶場所 VIVAぎょうだ学習室
▶対象 認知症サポーター養成講座を受講した方
▶定員 20人(先着順)
▶受講料 無料
▶持ち物 筆記用具
▶申し込み 直接または電話で地域包括支援センター緑風苑(須加1529) ☎557-3611(月～金曜日)

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)



後期高齢者歯科健診が始まります

生涯にわたって自分の歯でおいしく食事ができるように、市では後期高齢者歯科健診を実施しています。この機会に歯の健康を見直してみませんか。

▶期間 7月2日(月)～平成31年1月31日(木)

▶内容

- ①歯の状態の確認
- ②口の中の衛生状態の確認
- ③歯周疾患の有無
- ④歯並びやかみ合わせの確認
- ⑤嚥下機能の検査(物を飲み込む力の確認)

▶対象 後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方(長期入院中の方や特別養護老人ホームへ入所している方を除く) ※昭和17年4月2日から昭和18年4月1日生まれまでの方は、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの歯科健診の案内を確認し、受診してください。

▶費用 無料(期間内1回のみ、2回目以降は自己負担)

▶その他 健診の結果、治療が必要な場合には別途治療費が掛かります。

▶申し込み 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診希望者に、受診票、問診票を交付または郵送します。健診は市内の実施医療機関に直接申し込みください。

▶問い合わせ 同課(内線271・272・226)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中旬にお送りします。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち、負担割合が3割(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(木)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の平成29年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

①被保険者本人の平成29年中の収入額が383万円未満

②上記①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成29年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 同課医療担当(内線226・227)

高額療養費の自己負担限度額が変わります

8月から、1カ月に医療機関に支払う自己負担限度額が次のように変更となります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ(690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(4回目以降の場合140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ(380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(4回目以降の場合93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ(145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(4回目以降の場合44,400円)	
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円(4回目以降の場合44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※4回目以降とは、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。

▶対象 国民健康保険に加入している70歳以上の方および後期高齢者医療に加入している方

▶その他

- ・高額療養費に該当する世帯には、診療月の約3カ月後に通知しています。
- ・医療機関での支払いが高額になる場合、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請により、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)・同課医療担当(内線226・227)